Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和６年５月23日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

給与所得等に係る令和6年度分市民税・県民税の決定通知書の記載誤りについて

個人住民税が給与から差し引きされる給与所得者に送付した「令和６年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書」について、記載誤りがありました。対象の皆さんにはご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【１.内容】

令和６年５月１３日に特別徴収義務者あてに事業所用税額通知書と併せて、「令和 ６ 年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書」を送付いたしましたが、計算過程における端数処理を誤ったことにより、市民税と県民税の振り分けに差異が生じ、１０名の方に誤った税額で決定通知書を送付していることが判明しました。

また、同じ原因により、税額には影響はありませんが、８４２名の方の決定通知書に記載誤りがあることも判明しました。

【２.原因】

定額減税後の個人住民税の算出にあたっては、まず、定額減税額を市民税と県民税に振り分ける必要があり、県民税に係る減税額を計算したのち、その残額を市民税に係る減税額とすることとされています。

その県民税に係る減税額を計算するにあたり、1円未満の端数処理を切り上げるべきところ、システムのプログラムに誤りがあり、四捨五入したことによるものです。

TOYOKAWA

【３.影響範囲】

１　定額減税額において、市民税分と県民税分の振り分けを誤った結果、年税額に全体で１００円の差異が生じたもの

１０事業所　　１０人

２　定額減税額において、市民税分と県民税分の振り分けを誤ったもの（年税額に影響はありません）

５２２事業所　　８４２人

【４.対応】

対象の事業所には、速やかにお詫び状とともに正しい決定通知書を改めて送付します。

【５.再発防止策】

今後は、制度改正によるシステム改修時には、システム運用業者においてはダブルチェックによるプログラム確認を徹底させるとともに、市においてもチェックを徹底してまいります。

【お問合せ先】
豊川市役所財務部 市民税課　今泉（孝）、近藤
TEL:0533-89-2129 Ｅメール shiminzei@city.toyokawa.lg.jp